

## 令和7年度第2回明石市地域自立支援協議会

日時:令和8年2月12日午後2時から3時30分

場所:明石市役所議会棟2階大会議室

出席委員:井澤委員・中丸委員・宮本委員・鳥居委員・賀部委員・四方委員・山下委員・中嶋委員・三宅委員・山形委員・田邊委員・井登委員・吉井委員・古川委員・柏木委員

欠席委員:相馬委員

事務局:中原生活支援部長兼福祉事務所長・中谷生活支援室長兼支援担当課長・藤川障害福祉課長・服部医療ケア担当課長兼医療ケア担当係長・永井計画担当係長・西出障害福祉担当係長・西垣利用担当係長・山中指定業務担当係長

関係部署:飯塚インクルーシブ推進課長・児玉福祉施設支援課調整担当課長兼係長・木股発達支援課長兼発達支援センター所長・山野相談支援課長・和田学校教育課長

関係機関:吉田くらし部会長・山崎くらし副部会長・北代しごと部会長・達川しごと副部会長・木村こども部会長・東川こども副部会長

明石市社会福祉協議会(橘田室長・南部主任・梅本相談員・柴田相談員)

—中原部長挨拶—

—新任委員紹介—

—資料確認—

(会長)

それでは、議題に入りたいと思います。議題1のあかし障害福祉推進計画における重点施策の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「あかし障害福祉推進計画」は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉計画・障害児福祉計画に規定すべき内容を包含した一つの計画であります。

明石市の障害福祉施策に関する理念や基本目標、施策目標及び障害福祉サービス等の供給量の見込みなどを定めております。基本理念を「みんなでつくる すべての人が自分らしく活躍し、安心して住み続けられるまち」とし、特に力を入れて取り組むべき事項を「重点施策」と位置づけております。

重点施策は3つで、「地域生活を支えるための福祉人材の確保・育成」、「医療的ケアが必要な人への支援の充実」、「質の高い児童通所支援の提供体制の構築」としております。

計画期間につきましては、2024年度から2029年度までの6年間としており、中間の年である2026年度に国が3年ごとに示す指針に基づく検証を実施し、必要に応じて計画の改訂を行う予定としております。

計画全体としての中間検証は実施する予定ではありますが、重点施策について主な取組状況をそれぞれ報告させていただきます。

(福祉施設支援課)

—地域生活を支えるための福祉人材の確保・育成について資料1に基づき説明—

(会長)

質疑やご意見をいただく前に、明石公共職業安定所から管内の福祉人材の求職・求人状況をご報告いただきたいと思います。

(委員)

—明石公共職業安定所管内における雇用情勢について資料5に基づき説明—

職種別の状況については資料の4ページ目になります。障害者施設の施設長や指導員は、16番の社会福祉専門職業従事者に含まれます。障害者施設の介護職員は、36番の介護サービス職業従事者に含まれます。介護サービスは高齢者施設も含めた数となっています。現在、障害者施設の専門職業従事者や介護職員の有効中の求人は約100件ございます。パートなど、福祉系の資格がなくても応募できる求人も増えているように感じます。求職者について、介護サービスを希望する方が約300名登録されています。介護サービスのため高齢者施設を希望する方も含まれますが、窓口に来られる方は障害者施設と高齢者施設どちらの分野を希望するか明確です。また、医療、介護、保育の仕事について、リーフレットを使って周知し、人材確保に努めているところです。さらに、福祉施設等の人材確保を目的とする「福祉のしごと就職フェア」において明石市と連携するなど、今後も地域の課題に貢献できるハローワークを目指して取り組んでいきたいと思っております。

(会長)

事務局からの説明について、意見や質問はございますか。

(委員)

施設整備について、具体的にどのような施設ができるのか。

(事務局)

まず、市単補助の障害者グループホームの整備補助金は、利用者が入居される賃貸の初期経費や消防設備等にかかる経費、テレビ・テーブル等の備品の購入費用など、グループホーム開設にかかる初期経費について、500万円を上限として実施している事業です。令和7年度は、5施設からの申請があり、すでに開設済の施設や予定も含めて全て開設につながる予定です。

次に、国庫補助の社会福祉施設等施設整備費補助金は、施設の建築工事にかかる費用について、国の基準に基づき、審査を通った施設の整備に対する補助事業です。

市単補助について、今年度は予算の範囲内で対応しておりますが、申請金額が予算を超えたときは按分することになります。国庫補助については、事前に書類審査を実施し予算要求を行っており、予算を超えることはございません。

(委員)

感想も含めてお話をさせていただきます。研修制度について、受講させていただく立場からすると対象の幅が広く非常に使い勝手がよいという印象があります。行動援護従事者研修など、市の助成制度が始まったことによって受講者が増加している点は大きな成果ですし、職員の専門性向上にもつながっているように思います。新人・若手職員フォローアップ研修は受講者にも好評で、比較的規模の小さい事業所で働いていると視野が狭くなる傾向がありますが、事業所間の職員同士の横のつながりが生まれ、よい機会になっています。今後、中堅職員向けの研修を実施していただけると、新人、中堅、管理職とステップアップしていける研修体系になると思います。

「福祉のしごと就職フェア」について、今年度4社から5名の採用に至ったという結果もありますが、より一層、当該フェアの広報活動を行っていただきたいです。費用面の課題もありますが、電車内の広告や近畿圏内の大学への広報など、様々な形で周知していただけると、さらに参加者が増えて結果にもつながるのではないのでしょうか。当法人では就労系、入所系の事業所を運営しており、就労系の事業所は比較的すぐに人が集まりますが、変則勤務の入所系は求職者が少なく困っています。チラシを1回まくだけで300万円程かかるため、こうしたフェアの広報拡大を進めていただきたいです。また、市内にB型やグループホームが増えていますが、定員が埋まっていない事業所も多いと聞いています。総量規制の話もありますが、重点的にどんな人をどこに配置するのか考える必要があります。暮らしを支える人の配置について、市として計画的に進めていただければと思います。

(事務局)

来年度、中堅職員向けの研修、一般職員向けのカスハラ研修、対象職員の体系化を検討しているところです。また、ご感想等をお聞かせいただければと思います。

(委員)

幅広い対象で研修内容を実施していただきありがとうございます。法人内、施設内の階層別研修の計画に明石市が実施する研修も含めています。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について、兵庫県が対象者数を拡充したことは非常にありがたく感じています。また、相談支援専門員の研修について、申し込みをしても受講できない状況が数年続くこともありましたが、兵庫県との兼ね合いもありますが、今後も同じ状況が続くようであれば、明石市でも研修を実施していただきたいとします。

人材確保については、兵庫県の福祉人材センターが、3日間程仕事体験をする福祉体験学習事業を実施しています。当施設でも今年の1月に実施し、体験に参加された方を4月から雇用する運びとなりました。こうした事業に参画することで、人材の確保につながることもあるため、市内の福祉施設が事業に参画し、求職者への学びの機会の提供ができれば、より多くの方に福祉の魅力が伝わるのではない

でしょうか。今後も引き続き、人材確保に尽力いただいている明石市の取り組みに協力させていただきたいと思います。

(委員)

ハローワーク明石への相談の中で障害者や高齢者施設など介護サービスの求職者が少ない原因が分かれば教えていただきたいです。

(委員)

賃金の状況について、近隣のハローワークの求人状況と比較すると、明石のハローワークにおいては、介護の仕事の賃金がやや低めに設定されている傾向があります。また、明石市の方の中には神戸市内の施設で働く方も一定数いらっしゃいます。

実際に介護サービスの仕事を探している求職者の登録者数が少ないため、案内できる求職者の数も限られてしまうという現状があります。今後は、求職者が第一希望として事務職などの職種を挙げていても、職業相談の中で、介護関係の仕事を次の選択肢として提案するなど、幅広く人材を取り込んでいく方針です。

(事務局)

—医療的ケアが必要な人への支援の充実について資料2に基づき説明—

(会長)

事務局からの説明について、意見や質問はございますか。

(委員)

今年度、活発に活動されているようで、出席者の皆様からも好評だったと伺っています。医療的ケア児等支援協議会について、学校関係者の出席が少ないという声がありますが、協議会の出席状況について教えていただけますか。

(事務局)

学校関係者からは、明石養護の教員、教育委員会、学校教育課の主幹教諭、主任看護師の方には出席いただいております。

(委員)

令和6年度に比べて令和7年度は相談実績が少ないですが、継続した相談はないのでしょうか。現状と相談の流れを教えてくださいませんか。

(事務局)

相談の実績は、相談窓口の申し込みフォームを利用した受付数に限られております。一度相談を受けた方で、引き続き障害福祉課に直接ご相談される方は含まれていません。市内には医療的ケアを必要

とする方が約 80 名おられます。訪問看護や相談支援事業所など、すでに相談先のある保護者よりも、相談先のない保護者や退院時に病院から紹介された未就学児の保護者からの相談が多くを占めています。数字だけを見ると相談件数は少ないですが、実際は継続して相談を受けており、医療的ケアが必要な方々には保護者交流会や様々な情報発信ツールを通じて相談が寄せられている状況です。

また、令和 6 年度に保護者の方向けにアンケート調査を実施し、同意をいただいた方には訪問によるニーズ調査を行いました。令和7年度はアンケート未回答の方について、相談支援事業所のモニタリングの時期に合わせて、保健師が訪問させていただき、保護者の生活上の困りごとや市に対する要望等をお聞きし、今後も困りごとがあれば気軽に相談していただけるような関係づくりに努めています。

(委員)

今後、医療的ケアが必要な子どもたちが成人していく年齢になっていきます。そのため、移行期医療の問題や医療的ケア者の課題が増えてくると考えられます。このような状況に対応し、幅広く継続的に支援を受けられるよう相談窓口の設置など体制整備を進めていただければと思います。

(事務局)

医療的ケア児等支援協議会では、総合的な支援施策を検討されていますが、それぞれのライフステージで困っている方々に対してどのような支援ができるのか考えていくことが重要だと考えます。

(会長)

医療的ケア児等支援協議会では、ライフステージに応じた切れ目のない支援についても検討されるということでよろしいでしょうか。また、支援対象には成人の方も含まれるという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、その通りです。各参加部署から、それぞれの取り組み状況や報告をいただいております。また、今年度は外部の方々にもご参加いただき、保健、医療、福祉、保育、教育の関係者から意見をいただき、課題について共有する予定です。本協議会の目的は、みなさんの活動内容に関する情報を共有し、それぞれの部署に持ち帰っていただき、現場での取り組みへとつなげていくことです。支援対象には成人の方も含まれます。関係機関について、本日ご出席いただいている博由園をはじめ、こども病院や明石市医師会などの医療関係者もご参加いただいております。

(事務局)

—質の高い児童通所支援の提供体制の構築について資料3に基づき説明—

補足説明をさせていただきます。障害のある方への支援を充実させるため、令和8年度の当初予算に、障害者支援のためのアプリ導入予算を計上しております。予算が成立し、国の補助が認められた場合は、アプリを公共のツールとして活用し、情報を提供することを検討しております。

(会長)

事務局からの説明について、意見や質問はございますか。

(委員)

18歳以上の知的障害者の多くが利用する生活介護や就労系の日中活動サービスは、午後4時頃に終了するため、夕方から夜間の時間帯は、保護者が介護することが多く、家族の負担が大きいのが実情です。家族がいなければ、障害を持つ方が一人で生活することは非常に困難なケースが多く、このような状況を踏まえ、18歳以上の障害者の日中活動終了後にケアを受けられるようなシステムの整備が必要だと考えます。知的障害者の方への支援の輪を広げていただきたいというのが願いです。

(事務局)

いわゆる「大人の放課後等デイサービス」や「大人のタイムケア」といわれる支援についてですが、成人の事業所は通常午後3時半から4時頃に活動が終了します。保護者が働いている場合、早くても帰宅は午後6時から7時になるため、その間の時間をどのように過ごすのかが課題となっています。自立支援協議会の部会でもご協議いただいているところで、我々もこの問題を重要視していますが、新たな制度の創設に至ってはいません。一方で、現在の社会資源でできることもあると認識しています。卒業までにどのようなトレーニングができるのか、卒業後にどのような支援が必要なのか検討し、行政で実施すべきこと、地域でやっていただくこと、役割分担を整理しながら、この課題に取り組んで参りたいと考えています。

(委員)

障害者支援のアプリについて、国が作るものなのか、市が作るものなのか、どのような内容のアプリなのか教えていただきたいです。開発されるのであれば、ぜひ障害者の方々の意見を反映していただきたいと思います。

(事務局)

市が新たにアプリを開発するわけではなく、民間の事業者が作成するアプリを導入する予定です。すでに他都市において実績もあります。アプリには市からのプッシュ通知機能や視覚障害者のための音声読み上げ機能などが搭載されています。視覚や聴覚に障害のある方など様々な方に障害福祉の情報を届けられるアプリです。新年度以降に業者を選定する予定のため、「こんな機能があったらいい」など、ご意見を個別にでもお寄せいただければと思います。様々な障害のある方が使いやすいアプリを導入したいと考えており、多言語対応なども検討しています。日々の暮らしの中で感じていらっしゃること等、ご要望がありましたら、ぜひ遠慮なくご意見をお寄せいただけるとありがたいです。

(会長)

ありがとうございます。

議題1は終了とします。続きまして、議題2の令和7年度運営会議で協議・検討を実施した地域課題について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

—令和7年度運営会議で協議・検討を実施した地域課題について資料4に基づき説明—

(会長)

事務局からの説明について、意見や質問はございますか。

(委員)

中学校の教育現場で働いていた経験から、発達障害のこどもたちは自己肯定感が低く、自分に自信が持てないために、人との交流を避け、引きこもりになってしまうケースを多く見てきました。そうしたこどもたちが周囲の人から受け入れられ、自尊感情を高められる場の提供は非常に重要だと感じています。また、本人や保護者に対する支援も必要ですが、地域の一般の方々がこどもたちを理解しようとする姿勢、相互理解を深める機会が必要であり、研修や啓発の場も非常に大事だと考えます。学校や周囲の大人に理解してもらえず、「自分のことを見てほしかった」という思いを抱えている子どもが多いと思います。そうしたこどもたちが安心して地域で支えられ、自信を持って生きていける環境づくりが大切だと思います。本人が認められ、支えられる地域体制の構築について、行政の取り組みや今後の見通しについて教えていただきたいです。

(事務局)

相互理解を深める機会について、障害福祉課では障害者の理解促進や啓発事業として、幅広くイベントを実施しています。今年度も「まるごと障害福祉フェア」を開催し、障害福祉サービス事業所における物販の機会を創出させていただきました。また、各地区で障害福祉サービス事業所の見学会等、地域の方々が参加できるイベントを実施し、地域の事業所を身近に感じていただける機会をつくっています。ただ、参加者が興味のある方に限られている面もあるため、今後は広報を行う等、より多くの方に参加していただき、相互理解が一層深まるような機会を提供していきたいと考えています。

(委員)

児童のサービスについて、どこの事業所へ行けばいいかわからないという保護者の声がありますが、何か計画があれば教えていただきたいです。

(事務局)

事業所の情報が保護者に届きにくいという課題を受け、ガイドブックの改訂版を作成しています。昨年度、各事業所の療育内容、職員の職種を整理したガイドブックを作成し、ホームページでも公表しています。また、先ほどご説明したアプリについても、児童のサービス事業所の情報を検索できる機能を搭載予定です。こども部会とも協力しながら、保護者の皆さんが直接、事業所の所在地や療育内容、送迎サービスの有無などを検索できる仕組みを作りたいと考えています。アプリの導入及び保護者への広報は今年の秋以降になる予定です。

(委員)

ガイドブックはどこで入手できるのでしょうか。

(事務局)

明石市地域自立支援協議会のホームページに掲載しています。また、ガイドブックに掲載する事業所の情報は年1回更新しております。

(委員)

不登校の子どもたちが集まって過ごせる場所がなかなか見つからない現状があります。気軽に立ち寄れる第3の居場所のような環境があれば、素晴らしい支援につながるのではないかと思います。

(事務局)

不登校のこどもたちの居場所として、学校外の施設を明石東部と西部にそれぞれ1箇所ずつ設置しています。また、各学校にも授業に参加できないこどもたちが過ごせるスペースを設けています。

不登校のこどもたちは障害の有無にかかわらず多様なニーズがあり、支援が十分とは言えない状況です。市全体の課題として認識しており、教育委員会と協力し、不登校児への支援にも取り組んでいきたいと考えています。最近では、校内サポートルームが整備されつつありますので、こうした居場所も活用できればと思います。

(委員)

社会福祉協議会では、各地域での活動を促進するために、地区担当の職員が配置されており、地域の方が参加できる居場所の情報収集や提供を進めています。また、新たな居場所づくりも進めていくという方針で取り組んでいますので、そうしたご要望にも対応していきたいと考えています。さらに、自立支援協議会の中でも「知らないことを知る」ことの重要性が話題になっていますが、知っているか知らないかで大きな違いが生まれます。社会福祉協議会は地域の多様な団体と関わりながら活動していますので、地域住民の方々の興味を少しでも引き出し、問題への関心を高める働きかけを行い、知っていただく機会をつくっていききたいと考えています。

(委員)

一般相談を行っている基幹相談支援センターの相談員とつながりを持ったことがきっかけで、関係機関とつながりができ、ひきこもり気味な家族がいても、支援を受けながら安心して暮らすことができます。

(会長)

この場に出た意見を、全体会から出た意見として事務局が持ち帰り、運営会議の場で共有するようにしてください。議事はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。

—事務連絡—